令和４年第１回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録（第４号）

令和４年３月１１日

美　郷　町　議　会

令和４年１回美郷町議会定例会会議録（第４日）

令和４年３月１１日（金曜日）

◎開会日時　　令和　４年　３月１１日　　午前１０時００分　開会
◎散会日時　　令和　４年　３月１１日　　午前１１時５８分　散会

◎出席議員（１１名）

１番　若杉　伸児君	２番　早川　節夫君
３番　中田　武満君	４番　兒玉　鋼士君
５番　中嶋奈良雄君	６番　川村　義幸君
７番　那須　富重君	８番　小路　文喜君
９番　甲斐　秀徳君	10番　川村　嘉彦君
11番　山本　文男君	

◎欠席議員　　なし

◎欠　　員　　なし

◎会議録署名議員　　７番　那須　富重君　　８番　小路　文喜君

◎事務局職員氏名　　事務局長　小田　広美君　　書記　森川　晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中　秀俊君	副町長	藤本　茂君
教育長	大坪　隆昭君	会計管理者	三桝　治君
総務課長	下田　光君	税務課長	甲斐　武彦君
企画情報課長	田常　浩二君	町民生活課長	田村　靖　君
健康福祉課長	黒田　和幸君	建設課長	林田　貴美生君
農林振興課長	松下　文治君	政策推進室長	沖田　修一君
教育課長	石田　隆二君	地域包括医療局事務長	黒木　博文君
南郷地域課長	川野　一郎君	北郷地域課長	泉田　浩文君

◎会議の経過　　別紙のとおり

令和４年第１回美郷町議会定例会
議事日程（第４）

令和４年３月１１日
午前１０時開議

日程第１　議案第 10 号　町道路線の認定について
日程第２　議案第 11 号　町道路線の廃止について
日程第３　議案第 12 号　町道路線の認定について
一括質疑、一括討論、個別採決

日程第４　議案第 13 号　工事請負契約の締結について
質疑、討論、採決

日程第５　議案第 21 号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第 11 号）
質疑、討論、採決

日程第６　議案第 22 号　令和３年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第７　議案第 23 号　令和３年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第 24 号　令和３年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第 25 号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第 10　議案第 26 号　令和３年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）
日程第 11　議案第 27 号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第４号）
日程第 12　議案第 28 号　令和３年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）
一括質疑、一括討論、個別採決

日程第 13　発議第５号　ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議
質疑、討論、採決

日程第 14	議案第２号	公の施設の指定管理者の指定について（田代保育所）
日程第 15	議案第３号	公の施設の指定管理者の指定について（うなま保育所）
日程第 16	議案第４号	公の施設の指定管理者の指定について（みかど保育所）
日程第 17	議案第５号	公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科診療所）
日程第 18	議案第６号	公の施設の指定管理者の指定について（地蔵の里）
日程第 19	議案第７号	公の施設の指定管理者の指定について（北の郷）
日程第 20	議案第８号	小黒木辺地総合整備計画の策定について
日程第 21	議案第９号	第２次美郷町総合計画後期基本計画の策定について
日程第 22	議案第 14 号	美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例
日程第 23	議案第 15 号	美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
日程第 24	議案第 16 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 25	議案第 17 号	美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 26	議案第 18 号	町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 27	議案第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 28	議案第 20 号	美郷町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 29	議案第 29 号	令和４年度美郷町一般会計予算
日程第 30	議案第 30 号	令和４年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 31	議案第 31 号	令和４年度美郷町介護保険事業特別会計予算

日程第 32　議案第 32 号　令和４年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 33　議案第 33 号　令和４年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第 34　議案第 34 号　令和４年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 35　議案第 35 号　令和４年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 36　議案第 36 号　令和４年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

総　括　質　疑
予算等審査特別委員会設置
特別委員の選任
委員会付託
正副委員長報告

会　　議　　録

令和４年３月１１日
午 前 １ ０ 時 開 議

【事務局長　小田　広美】
「一同起立・礼」・・・・おはようございます・・・・・御着席ください。

【議長　山本　文男】
改めまして、おはようございます。３月１１日ということで、あの日から１１年がたちました。地震に限らず自然災害の多発する我が国です。備えは万全か、集落単位、各家庭でもいま一度、確認する必要があると考えるところです。

【議長　山本　文男】
ただいまの出席議員は１１名であります。

【議長　山本　文男】
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

【議長　山本　文男】
日程第１　議案第１０号　町道路線の認定について
日程第２　議案第１１号　町道路線の廃止について
日程第３　議案第１２号　町道路線の認定について

【議長　山本　文男】
お諮りします。
議案第１０号から議案第１２号の３件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、３件を一括して質疑を行うことに決定しました。
これから、３件を一括して質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。
議案第１０号から議案第１２号までの３件を一括して討論を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、３件を一括して討論を行うことに決定しました。
これから、３件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、議案第１０号　町道路線の認定についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第１０号　町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第１１号　町道路線の廃止についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第１１号　町道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第１２号　町道路線の認定についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第１２号　町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
日程第４　議案第１３号　工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

【議長　山本　文男】
質疑を許します。
質疑はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、議案第１３号　工事請負契約の締結についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第１３号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
日程第５　議案第２１号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第１１号）を議題とし、質疑を行います。

【議長　山本　文男】
質疑を許します。
質疑はありませんか。

【８番　小路　文喜】
議長。

【議長　山本　文男】
８番、小路　文喜議員。

【８番　小路　文喜】
歳入です。
予算書の１６ページ、商工費補助金の感染症対策の９７４万６，０００円の減額の理由を教えてください。
それから、歳出です。
２４ページ、地域おこし協力隊の報酬の減額の理由を教えてください。
それから、クラウドファンディング型ふるさと応援補助金、初めて聞きましたので、中身についての説明をお願いします。
３３ページの各種検診委託料が軒並み減額のようですけども、そこ辺の事情が分かりましたら教えていただきたいと思います。
３５ページの農業振興費２，７００万円の減額でありますけども、１割以上の減額になってますけども、これもそこ辺の背景を教えていただきたいと思います。
３９ページの林業振興費、有害鳥獣対策協議会の運営補助が３００万円減額ということになっておりますが､これもちょっと理由を教えていただきたいと思います。
４２ページになります。商工振興費、ここも１，０８３万円の減額になっておりますが、そこ辺の事情もちょっと教えていただきたいと思います。
４６ページの道路維持費、３００万円が追加の委託料で上がっておりますけど、今日は何日ですかね。１１日ですね。あと二十日の間に何ができるのかなという疑問がありますので、説明をお願いしたいと思います。
５８ページの交際費が１，０００万円減額になっておりますが、なぜこういうことが起こるのかなという点で説明をお願いします。
以上です。

【総務課長　下田　光】
議長。

【議長　山本　文男】
総務課長。

【総務課長　下田　光】
ただいまの小路議員の減額予算についての御質問でございますけれども、あらかじめ財政のほうで、総務課のほうで１００万円以上の減額の部分については一応、まとめてるんですよ。まだ皆さんに出してませんけれども、手持ちの資料としては持ってるんですが、それを委員会のほうで説明をさせていただくような形ではいけないでしょうか。
一つ一つここで説明が必要でしょうか。

【８番　小路　文喜】
議長。

【議長　山本　文男】
８番、小路　文喜議員。

【８番　小路　文喜】
今日は採決じゃないんですかね。

【議長　山本　文男】
はい。

【８番　小路　文喜】
ということは、委員会の説明というのは少々、意味を理解しかねるんですが。

【総務課長　下田　光】
議長。

【議長　山本　文男】
総務課長。

【総務課長　下田　光】
分かりました。
そしたら、補正予算でございますので、一つ一つ説明をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

【企画情報課長　田常　浩二】
議長。

【企画情報課長　田常　浩二】
企画情報課長。

【企画情報課長　田常　浩二】
お答えしますのは、１６ページの歳入と、関連もございますので４２ページの商

工費の減額の部分について､関連がございますので併せてお答えしたいと思います。
１６ページの商工費の県補助金、感染症休業要請等協力金事業費の補助金の減額９７４万６，０００円でありますけれども、これにつきましては県が休業要請に対しまして先に内示額を示しておりました。これがこの補助金といいますのが県費が９割、あと１割が町が上乗せして支出するという性質ものでございまして、県の見込んでおりました内示額に比べまして実績額が大きく最少額の支出額の店舗が多かったもので、それによって実績額が落ちたということでの減額でございます。
以上です。

【政策推進室長　沖田　修一】
議長。

【議長　山本　文男】
政策推進室長。

【政策推進室長　沖田　修一】
２４ページの報酬の減額の件なんですけども、地域おこし協力隊の採用につきましては、一応、面接をしまして決定をいたしますけども、その採用予定者の都合によって採用時期がちょっとずれてきます。年度内にずれ込んだので、その分の報酬額が余ったということで、まだ先に減額してもよかったんですけど、３月で減額させていただいたということになります。
クラウドファンディング補助金につきましては、事業者の応募がなかったということで減額をしております。
以上です。

【健康福祉課長　黒田　和幸】
議長。

【議長　山本　文男】
健康福祉課長。

【健康福祉課長　黒田　和幸】
補正予算書３３ページの検診の減額の理由でございますけれども、大きな理由の１つに、この理由が必ずしもそうなのかというのは１つの原因だと思うんですけども、やはりコロナ関係で人が集まるのを嫌がって検診を受けに来ないという部分の理由が１つあろうかと思っております。
以上です。

【農林振興課長　松下　文治】
議長。

【議長　山本　文男】
農林振興課長。

【農林振興課長　松下　文治】

３５ページの農業振興費の２，１００万円の減額のうち農林振興課に関しては、特に補助金関係なんですが、コロナ禍によって自己資金が確保できないということで取下げが数件あっております。それが減額の主な理由であります。
それから、３９ページの林業振興費、有害鳥獣対策協議会運営補助金３００万円の減額ですが、この補助金は有害の捕獲報奨金であります。予定より捕獲頭数が少なかった関係で３００万円の減額を行っております。
以上です。

【政策推進室長　沖田　修一】
議長。

【議長　山本　文男】
政策推進室長。

【政策推進室長　沖田　修一】
３５ページから農業振興費の減額につきましては、私どもの所管の部分がありますので、それについてお答えいたします。
６次産業化の推進事業につきましては、一応、予定していた事業につきましてはコロナ等で中止になった事業もありますので、その分の減額があります。
あと、６次産業化の拠点整備事業の実施設計につきましては、途中までちょっと設計をしてたんですけども、途中でちょっと中止になったということで、その分の減額をしております。
以上です。

【総務課長　下田　光】
議長。

【議長　山本　文男】
総務課長。

【総務課長　下田　光】
予算書の５８ページの公債費の減額の部分でございますけれども、まず元金につきましては平成３０年度繰越事業分の長期債の償還金が減額になったことが理由でございます。利子につきましては、利子の利率の変動による減額でございます。
以上です。

【建設課長　林田　貴美生】
議長。

【議長　山本　文男】
建設課長。

【建設課長　林田　貴美生】
４６ページの道路維持の３００万円の補正について、御説明をします。
甲斐　秀徳議員からもありましたとおり、側溝等の落ち葉の堆積が各地域から要

請があっております。落ち葉を上げる際にはダンプトラック、ユンボー、普通作業員と、メートル単価が高いものですから３００万円の計上をさせていただいております。
　以上です。

【８番　小路　文喜】
　議長。

【議長　山本　文男】
　８番、小路　文喜議員。

【８番　小路　文喜】
　大体、分かりましたが、今の建設課の分ですけど、もう日にちがないですよね。そこのところがちょっと気になるんですよね。このタイミングでというのが。
　それから、予算説明書のほうに、３ページですけども、基幹系端末機購入事業が１６９万６，０００円上がってるんですけど、これはいつの時点で単価の補正があったのかということですね。
　全体を見ながら思うんですけども、これ１１回目の補正予算なんですね。１１回目は最後の整理というところでいいんですけども、何か「今頃、補正をするような筋合いの性格のものか、全ての項目が」ということ。
　やはりちょっと、こういうことを繰り返すから補正の回数がこんなに。これ、月１回補正した勘定になりますよね。だからそこのところの予算の組み方、考え方のところを、１つちょっとなぜこうなるのか説明をお願いしたい思います。

【総務課長　下田　光】
　議長。

【議長　山本　文男】
　総務課長。

【総務課長　下田　光】
　予算の補正の回数の件でございますけれども、令和２年度からコロナウイルス感染症が猛威を振るっておりまして、それに関連するコロナの臨時交付金というものが飛び込んでくる部分も多々ございました。そういうことで、令和３年度についてもその対応のためにそういう補正が回数がふえてきたということを御理解いただきたいと思います。
　以上です。

【建設課長　林田　貴美生】
　議長。

【議長　山本　文男】
　建設課長。

【建設課長　林田　貴美生】

小路議員がおっしゃるのも分かるんですけど、要請の電話がかなり来ておりまして、おまけに業者のほうも工事が一旦、落ちつくもんですから、時間は短いんですけど集中的にちょっと落ち葉の撤去、落石等について行いたいと考えております。

【企画情報課長　田常　浩二】
議長。

【企画情報課長　田常　浩二】
企画情報課長。

【企画情報課長　田常　浩二】
御指摘の基幹系、情報系通信機器の購入についてなんですけれども、これは住民情報システムといいまして、住民票ですとか国保、介護、後期高齢等が連携している住民情報システムという基本となるシステムがあるんですけれども、こちらのバージョンアップ作業を行っているときに、その端末がＷｉｎｄｏｗｓ７にしか対応していないというのが判明しまして、Ｗｉｎｄｏｗｓ１０でないとバージョンアップ更新作業が図れないということが判明しました。
御指摘のとおり、早い段階で気づくべきだったのかもしれませんけれども、これを更新しないともう４月以降の業務がストップしてしまうということもございまして、年度末内に端末の購入、さらにはバージョンアップ作業が可能だということで、今回、補正の計上をさせていただいた次第でございます。
以上です。

【議長　山本　文男】
他に質疑はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、日程第５　議案第２１号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第１１号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、日程第５　議案第２１号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第１１号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
日程第　６　議案第２２号　令和３年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第　７　議案第２３号　令和３年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第　８　議案第２４号　令和３年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　９　議案第２５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１０　議案第２６号　令和３年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１１　議案第２７号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１２　議案第２８号　令和３年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）

【議長　山本　文男】
お諮りします。
議案第２２号から議案第２８号までの７件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、７件を一括して質疑を行うことに決定しました。
これから、７件を一括して質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長　山本　文男】
お諮りします。
議案第２２号から議案第２８号までの７件を一括して討論を行いたい思います。
これに御異議ございませんか。

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、７件を一括して討論することに決定しました。
これから、７件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、議案第２２号　令和３年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第２２号　令和３年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして､議案第２３号　令和３年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】

起立全員であります。
したがいまして、議案第２３号　令和３年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第２４号　令和３年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第２４号　令和３年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第２５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第２５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第２６号　令和３年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】

起立全員であります。
したがいまして、議案第２６号　令和３年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第２７号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第４号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第２７号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
続きまして、議案第２８号　令和３年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、議案第２８号　令和３年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】
日程第１３　発議第５号　ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議についてを議題とします。

【議長　山本　文男】
本案については、川村　嘉彦議員より説明を求めます。

【１０番　川村　嘉彦】
議長。

【議長　山本　文男】

１０番、川村　嘉彦議員。

【１０番　川村　嘉彦】
提案理由は、決議文の朗読にてかえさせていただきます。
発議第５号　ロシアのウクライナ侵攻に抗議し､恒久平和を求める決議について、決議文を朗読いたします。
２月２４日、ロシア軍は国際社会のたび重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵略を開始した。その後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続け、人道支援を必要とする難民が増え、ウクライナ国民の平和の地に生存する権利を侵害している。これは明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない行為である。
よって、本町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナへの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し武力行使の即時停止とウクライナからの直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること、及び誠実に国際法を遵守し平和的に対応することを強く求める。
また、政府においては、平和的な解決に向けた外交努力と邦人の確実な保護や我が国の影響対策並びにウクライナへの人道支援について万全を尽くすように強く要請する。
以上、決議する。
令和４年３月１１日。
美郷町議会。
以上で、説明を終わります。

【議長　山本　文男】
提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長　山本　文男】
これから、発議第５号　ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議についての採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長　山本　文男】
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（　起立全員　）

【議長　山本　文男】
起立全員であります。
したがいまして、発議第５号　ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議については原案のとおり可決されました。

【議長　山本　文男】

日程第１４	議案第　２号	公の施設の指定管理者の指定について（田代保育所）
日程第１５	議案第　３号	公の施設の指定管理者の指定について（うなま保育所）
日程第１６	議案第　４号	公の施設の指定管理者の指定について（みかど保育所）
日程第１７	議案第　５号	公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科診療所）
日程第１８	議案第　６号	公の施設の指定管理者の指定について（地蔵の里）
日程第１９	議案第　７号	公の施設の指定管理者の指定について（北の郷）
日程第２０	議案第　８号	小黒木辺地総合整備計画の策定について
日程第２１	議案第　９号	第２次美郷町総合計画後期基本計画の策定について
日程第２２	議案第１４号	美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例
日程第２３	議案第１５号	美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
日程第２４	議案第１６号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第２５	議案第１７号	美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第２６	議案第１８号	町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第２７	議案第１９号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第２８	議案第２０号	美郷町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第２９	議案第２９号	令和４年度美郷町一般会計予算
日程第３０	議案第３０号	令和４年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第３１	議案第３１号	令和４年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第３２	議案第３２号	令和４年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第３３　議案第３３号　令和４年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第３４　議案第３４号　令和４年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第３５　議案第３５号　令和４年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第３６　議案第３６号　令和４年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長　山本　文男】
お諮りします。
議案第２号から議案第９号、議案第１４号から議案第２０号、議案第２９号から議案第３６号までの２３件を一括議題とし、町長に対する総括質疑としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、２３件は、町長に対する総括質疑とします。
これから、町長に対する総括質疑を行います。
通告順調に質疑を行います。
通告順調に質疑を許します。

【議長　山本　文男】
まず最初に、８番　小路　文喜議員の質疑を許可します。

【８番　小路　文喜】
議長。

【議長　山本　文男】
８番、小路　文喜議員。

【８番　小路　文喜】
総括質疑を行います。
まず１つは、予算の性格であります。
この予算は、いわゆる「骨格予算ではなく本予算である」という説明がありました。そのことは、本年度の主要予算は全て入っている、そういう性格の予算だというふうに理解していいのか。
２０２０年度予算は述べ９回、今年の予算１１回もの補正を行っております。釈迦に説法ですけども、会計原則である単一予算主義が尊重されているというふうには到底、思えません。その観点も含めてお答えいただきたいと思います。
それから２番目に、北郷支所についてであります。
コロナ感染拡大防止の基本としては、密を、集まることを避けろというのが常々、話題になっておるわけですけれども、北郷支所はあのコロナの最中に北郷支所の中に農協・森林組合まで事務所を統合しております。どなたも反対しなかったのかなと、私は心配したんですけども、コロナウイルス感染拡大防止が叫ばれる中で、な

ぜわざわざこういう密をつくり出したのか、そこ辺のところの事情を教えてください。
それからもう一つは、ＰＣＲ検査の実施についてであります。
最近では、私も４時を過ぎるとあのアプリを見ながら美郷町は出とらんかというのを確認するのが習慣みたいなことになってきたんですけれども、こういう状態を見ておりますと、いつどこでクラスターが発生しても不思議でないという非常に危険な状態があるというふうに思っております。コロナウイルスは変異を続けて強毒化されておるんじゃないかという懸念もマスコミ等で流れておるところであります。
老人施設とか学校、保育所などで働くいわゆるエッセンシャルワーカーの皆さんは、患者さんや子供たちに感染が広がるのではないかと、恐らくいつも心配をしながら働いておられるというふうに思うんですけども、せめて毎週１回、あるいは２回くらいこういったエッセンシャルワーカーの方たちにＰＣＲ検査を実施することで、本人たちの安心とともにそういう施設にクラスターが発生しないような予防・強化を図ることが必要ではないかというふうに考えておるんですが、そこ辺の対応について、お伺いいたします。
以上です。

【議長　山本　文男】
町長の答弁を許可します。

【町長　田中　秀俊】
議長。

【議長　山本　文男】
町長。

【町長　田中　秀俊】
最初の質問ですけど、この予算の性格を問うということで、骨格予算なのか、それとも本予算なのかということであります。
施政方針で述べましたように、本予算ということであります。去年の１１月からずっと査定に入っていたんですが、骨格、骨と肉づけということで２つ並行して査定をしてまいりました。
ですので、今年の２月に選挙が行われるということでありましたので、その選挙如何によってはまた大きく変わっただろうと思っております。と言いますのは、町長が代われば、やはり骨格で出す必要が出てくるかなというふうに思っておりましたので、骨格と肉づけを合わせて審査をしてまいりました。
そして、こういう形での選挙結果になりましたので、もう肉づけも入れて本予算としたところであります。
ですので、しっかりと精査してきたつもりではありますが、今後いろいろな形でやはり国・県の動向の中でいろいろな交付金等々が出てきますので、その中でやはり補正とかそういうことは致し方ないかなあと思っております。
議員おっしゃいますように１１回のという話の補正という話でありますが、これは職員、一生懸命してきた結果のことだと、私は認識をしておりますが、多いとか少ないとかいう問題ではないかなあと。そのときにしっかりと対処していくために補正というものがあるというふうに思っておりますので、そういう認識の中で考え

ております。ですので、この予算は本予算ということで認識していただければなあというふうに思っております。

続きまして、北郷支所のことなんですけど、これはちょっと北郷支所は平成３１年度の機構改革により、地域振興課として８名の職員で業務に当たっておりますけど、その結果、施設に空きスペースが生じてまいりました。そのスペースを活用して、同年６月の定例議会で一般質問をいただいております。

令和２年度美郷町第５次行政改革大綱にある「公共施設の適正化」を目的に、北郷支所再生協議会を立ち上げました。

この協議会の目的は、町民に広く意見を求め、審議した意見を町に提言するもので、会のメンバーは北郷地区内の各種団体の代表や婦人代表、子育て世代の女性で構成されています。

提出された提言は６項目ございますが、その中に日向農協北郷支店と耳川広域森林組合北郷事業所を北郷支所に移すことが明記されております。

この２団体を北郷支所に移す理由としましては、両施設共に昭和４０年代半ばに建設されたため、耐震基準を満たしていないということであります。

ですので、両施設の職員の安全安心という部分もありますので、コロナ禍という部分で言えば、いかがなものかという話でありましょうが、南海トラフ、それに連動する日向灘ということになると、いつ来てもおかしくないという状況であれば、そういうことにしたわけであります。

この協議会の中で、いろいろな提言をいただき、町民の方に「どうですか」という話を協議会のほうからしていただいて、「何ら問題ない」という話でございましたので、こういう形にしたところであります。

ただ、また玄関側から言えば２階側になりますが、下のほうから行けば３階、そこが空いてます。空いてますので、これを今度はもう一回、協議会にそのスペース、議場とかいろいろな部分がありますので、これをどう生かしたらいいかということで、また庁舎検討委員会を開いていただいて、子供さんの遊び場とか、いろいろな意見が出てたという話ですが、取りあえず今回は、こういう形で実施したということで御了解をいただきたいと思っております。

ＰＣＲ検査の実施ということでありますが。

御指摘のとおり、新型コロナウイルスは変異を繰り返すことで、より感染力が強まっていることが知られております。第６波の主流はオミクロン株でありますけど、現在ではステルスオミクロン株も確認されており、感染拡大が懸念される状況下であります。

御質問のＰＣＲ検査で感染予防効果を図る御質問ですが、ＰＣＲ検査につきましては、感染不安を感じる人が早期に確認することで、その方の周りの人たちに安心を与える効果はあると思われます。周囲への感染予防対を十分に行うこと感染拡大を防ぐことができると考えております。

現在、県では感染拡大傾向時の一般検査事業として、感染不安を感じる無症状の個人の方に対し３月３１日まで無料でＰＣＲ検査等を実施しています。

今後、県下の感染状況によっては実施期間の延長も考えられますが、町としては、県の事業の利用促進を紹介するとともに、感染予防に最も期待できるマスクの着用、手指消毒、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛等を引き続き呼びかけて、感染予防を図っていきたいというふうに思っております。

また、県では抗原検査キットを約１０万キット配布するということで、高齢者施設等々に。そこでクラスターの発生を防ぎたいということも考えておりますので、

そういう形の中で感染予防をやっていきたいというふうに思っております。
本当に高齢者施設でクラスターが発生すると、ちょうど１か月くらいだったと思いますけど、期間がかかりました。本当に心配で心配でという話になります。どんどんどんどん、しっかりした施設ではありませんので隔離がなかなかできないということで、移すこともできないということで、１か月かかりましたけど、何とか鎮めていただいたと。そこに医療班がいたということも大きな力になったのではなかろうかというふうに思っておりますが、今後、そういう予防をしながら、しっかりとこの感染予防には対処していきたいと、そう思うところであります。
以上です。

【議長　山本　文男】
町長の答弁が終わりました。

【８番　小路　文喜】
議長。

【議長　山本　文男】
８番、小路　文喜議員。

【８番　小路　文喜】
まず、予算の問題であります。
当然、予算編成権は町長しかありませんので、それはそれだけのことであります。
しかし、先ほど言いましたように、やはり職員の努力の成果で１１回も重なるという表現が、ちょっと納得し難いんですけども、やはり基本は自分のところの歳入の確定とかそういうところを含めて、この町はこのお金でやるんだというのがきちっとしとらんからいろいろ出てくるんじゃないか。
こういう表現も何ですけど、選挙の年になるといろいろ補正が増える話も聞くんですけども。それだって去年の予算が９回ですから、そういうことでもないのかなと。もっと慢性的に「あれが足らん、これが足らん」という予算の組み方がされとるんじゃないかということを心配するわけであります。
今、町長の答弁だと、「国・県の交付金が来れば」と、当然、コロナなどがありますから、国・県がいろいろな施策を講じれば当然、市町村、自治体としても対応するんですけども、その範囲でのことなのかどうか。そんなに国・県が次から次、補正を必要とするような予算を組んでくれるとも思えないんですけど、大体そこに、町長の話からすると基本は集約されると。国・県との関係で補正が増えるというふうに説明があったと思ってるんですけども。
やはり国の予算は大ざっぱというか大きいからでしょうけども、見てると、今、参議院で予算の審議中ですけども、あと１２月に補正がかかるだけですよね。やはり年度当初にきちっと抑えておれば途中から入ることもないんじゃないかなと、そういうことも考えるわけであります。だからそういう意味での年度当初予算の査定時といいますか、作成時にやはりきちっとした補足をすることで予算を積み上げる必要があると思うんですね。そこ辺も十分にやられとるのかなということが気になって、この質問をしておるところであります。
それから、今、北郷支所の話を聞いたら、住民の皆さんが「心配ない」と言ったからやったんですね。だから仮に、あそこの支所の中でクラスターが発生したとき

には、やはり住民のせいだという話に聞こえんこともないんですね。それも含めて、町長の決断でやったのかなと思うんですが。

いわば３大機関ですよね、美郷町の中で。役場があって農協があって森林組合があるというのは。ここにクラスターが出たら、恐らく北郷支所管内のいろいろな事業は機能停止に陥ると思うんですね。そこはやはりきちっと整理をして、住民が「問題ない」と言ったからじゃなくて、町長の責任でやったというふうに説明があってしかるべきだというふうに思うんですけど、そこをお伺いします。

それから、ＰＣＲ検査は当面、町独自ではやらないという答弁だと思うんですけども、県のほうから無料も含めてやられるならそれはそれでいいと思いますが、「心配だという話が本人の気持ちにあれば」ということですけども、御承知のとおり無症状の人が非常に多いんですね。そうなってくると、自分で心配だなというふうにならないと思うんです。

だからそういう人たちが学校に行く、保育所に行く、子供たちにうつってしまったというようなことが起こる可能性があるから、近所の先生に聞いても、やはり子供たちも含めて行動をかなり抑制しているという話も聞くもんですから、そこはずっとそういう緊張感の中に親も子供もあるというのは大変だなと思う気持ちもあって、ここで町独自でＰＣＲ検査をやることで安心の裏づけが欲しいなということで、質問したところであります。

よければ答弁お願いします。

【町長　田中　秀俊】

議長。

【議長　山本　文男】

町長。

【町長　田中　秀俊】

最初の予算ということで言わせていただければ、そういう形の中で今回、１１回の補正予算を上げてるということは事実でございますが、また、私が言ったことも、そういうことがあったという中で補正を組む必要があったと。

ただ、昔の感覚で言えば、そんなに補正があってたまるものかという話でしょうから、確かに当初、しっかりと組んでるかという話に、議員のような形になってくるというのはよく分かります。いろいろな形の中でイレギュラーというか、国の政策とかこういうコロナとかそういうやつになると、やはり入れ替わってくるという話でありますので、そこ辺は御理解いただきたいなあと。

おっしゃるように、しっかりと今後は各課長を通して、職員に本当にこの予算、しっかりと執行するように、そして大きなことが起こらない限り、その大きな補正が起こるとは私も思っておりませんので、その意味で、この時点においてしっかりと予算編成をしてきたというふうに考えておるところであります。

次の北郷支所の件なんですけど、いきさつはその３つを入れるということで、庁舎の検討協議会のほう、再生協議会のほうで出てきて、こういう形にしてくださいねという話で、それを移したのは私の考え方であります。

それがクラスターになったらどうかという話でありますが、そこはやはりしっかりとした中で手指消毒とか予防とかそういう部分でしっかりやっていって、そういうことでやれば大丈夫ではなかろうかと。

現にこの役場の中でもそれ以上の人間がいるということでありますので、その形は手指消毒そして定期的に机を拭いたりそういう形で予防しているということでありますので、大丈夫だと判断したところであります。
町民がいいからという判断ではなくて、私がそうしたということであります。
それと、先ほども言いましたように、やはりどうしてもこの地震というものがついてきます。ですので、地震はいつか分からないから、ほんならという話で放ったらかしていいとかという話でもありませんので、結局、防げる方法、結局、そのウイルスの方法はそういう手指消毒いろいろな形で防げると。予防がまだできるという判断であります。
ですのが、この自然災害は予防ができないということになると、やはりそこの職員の命といいますか、安全安心を担保するためにはそういう形がよかろうという判断のもとで実施をさせていただきました。ＰＣＲ検査については、県のいろいろな形の中でやっていきたいと思っております。
そしてまた、いろいろな媒体といいますか、防災無線等々を通して、いろいろ周知徹底を図っておりますので、そこ辺は聞いてると思っておりますし、またきらびじょん等を使って、また広報し、いろいろな形で再三再四、コロナの防災関係で言わない日はないくらい出しておりますので、ある程度といいますか、周知徹底は図られているというふうに認識をしておるところであります。
以上です。

【議長　山本　文男】
町長の答弁が終わりました。

【８番　小路　文喜】
議長。

【議長　山本　文男】
８番、小路　文喜議員。

【８番　小路　文喜】
すみません、最初の予算のところでありますけども、あえて議員必携を読ませていただきます。
飛ばしますけど、「ただし、例外として、町村が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計特別として計することができる」これは特別会計ですね。それはいいんです。
また、「年間、数回に及ぶ補正もできるわけである」と。この点、原則は、つまり１回しか、予算は１回で済ませろという原則が、むしろ例外となっている実態であるといえるが、やはり予算を組む上での原則は、原則として踏まれるべきものであるということを一言、読み上げておきます。
それから、北郷支所については、今、町長、偉いなあと思ったのは、森林組合やら農協のことまで役場がもりをするような話が出たんですよね。
改革の名前で病院が小さくされるとか、いろいろなことが片方でやられながら、片方ではよその支店の耐震にまで気を配るというところが、どうも非常に納得はいきませんけども、これで終わります。

【議長　山本　文男】
ここで、１１時１０分に再開することにして、休憩といたします。

（休憩：午前１０時５８分）

（再開：午前１１時０８分）

【議長　山本　文男】
全員おそろいのようですので、休憩前に引き続いて、総括質疑を再開します。
次に、９番　甲斐　秀徳議員の質疑を許可します。

【９番　甲斐　秀徳】
議長。

【議長　山本　文男】
９番、甲斐　秀徳議員。

【９番　甲斐　秀徳】
本日は、６問ほど質問したいと思います。
全体的に大変、積極的な予算編成であるように感じられます。町長の施政方針の冒頭に述べられております町全体で取り組む人口減少という最大の課題に取り組む姿勢の中で、美郷町地区別定住戦略、略して「ちくせん」と言いますけども、これについて丁寧な説明を、具体的に説明をお願いしたいと思います。
それから、２番目の美郷町過疎地域持続的発展計画の今回、提出議案の多分、議案第１５号のことだと思われますが、これについての目的・概要についての説明を求めたいと思います。
それから、３番目の施政方針の説明の８ページにありますように、移住・定住促進項目において、「特定地域づくり人材派遣事業を行う」とありますが、団体視察の件か、説明を求めたいと思います。これは説明書の２９ページです。
それから、説明書の１４８ページの４番目、６次産業推進の中で、「産地型商社と実践事業を行う」とありますが、これの説明を求めたいと思います。
それから、地域おこし協力隊活動事業が今回も事業化されており、各部署において活動がなされておりますが、その内容があまり見えておりません。各部署に今のところ、どのくらいいて、どういう活動をしているのかというのを各部署の仕事の内容、人数はどうなってるかの説明をお願いしたいと思います。
それから、説明資料の１６０ページの⑥ですけれども、今年４月１日の法の改正により成人式が１８歳に引き下がり、今後、成人式などをどのような形で行われるのかをお伺いしたいと思います。

【議長　山本　文男】
町長の答弁を許します。

【町長　田中　秀俊】
議長。

【議長　山本　文男】
町長。

【町長　田中　秀俊】
最初の美郷町地区別定住戦略についてであります。
人口減少、高齢化、少子化が進展する本町におきまして、それら諸課題に対峙し克服するため、今後５か年を計画期間とする第２期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一昨年の令和２年４月にスタートさせました。
この総合戦略は人口減少対策に特化した計画で、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある美郷町を実現するための施策を掲げているものであります。
美郷町は多くの中山間地域自治体と同様に、人口減少と少子高齢化が加速し、県内でも極めて厳しい状況下にある中、緊急かつ集中的に人口減少対策に取り組むためには、地域との協働による丁寧なボトムアップ型の取組が必要であると考えております。
人口減少という待ったなしの難題に取り組むためには、行政だけの取組では限界を迎えており、「一人の百歩より、百人の一歩」をスローガンとして、いかに一人一人の町民の皆様に当事者意識を持っていただき、この取組に参画していただけるかが最大のポイントであり本戦略の要であると考えます。
これまでの行政主導による取組では、地域ごとの主体性や地域同士の相互進化など、住民のやる気を引き出す具体的な行動を呼び起こすことはできませんでした。
第２期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる２０４０年の目標人口を「３，０００人の人口維持」とし、子育て世代を主なターゲットに地域に根ざした特色ある人口減少対策の柱の１つを、「地区別定住戦略事業（ちくせん事業）」として実施することといたしております。
これまで、２４行政区のうち、令和２年度に６行政区、令和３年度に９行政区のうち、合計１５行政区が、徹底した人口分析や地域体制・資源の診断を基に、住民らが話し合い、定住や人口減少対策のための目標や戦略（事業計画）に向けた取組を行ってまいりました。この取組の様子は、これまで広報誌・小組合回覧・きらら放送などあらゆる媒体で周知しております。
令和４年度には、新たに９行政区を含めた２４行政区全てがちくせん事業を開始します。
予算関係としましては、内容を大きく３つに分けておるところであります。
まず、視察研修事業としまして、これは、令和４年度から新たに開始する９行政区の代表１名が、先進地の実践地域を訪れ、それぞれの計画策定に生かしていただく内容です。
次に外部専門家アドバイザー招へい事業です。
これは、令和２年度から本町のファシリテーターとして参画いただいている、（一社）持続可能な地域社会総合研究所への委託料です。各行政区の未来会議（ワークショップ）等に関わっていただき、ちくせん策定支援を担っていただきます。
具体的な業務内容は、全行政区の人口分析・予測業務、現地視察・ヒアリング、そして未来会議でのファシリテーターと町内各所での講演となります。
最後にちくせん実践事業です。
これは、個別のちくせん事業の側面的支援事業となり、大きく２つに分かれています。
まず、地区別魅力発信事業です。

これは、全２４行政区の魅力を地域内外に発信する「１分間動画」と「ポスター」をそれぞれ２４セット作成し、町全体として共同の情報発信効果の実現を狙っています。

もう一つは、役場と地域をつなぎ、地域の役割を担う組織等に対する委託事業等となります。これまで先行してちくせん事業を取り組んできた１５行政区に対してのフォローアップや、地域内の総合力を引き上げるためにちくせん活動の伴走者となる役割を担います。

定住実現は、地域の総合力が問われます。

まず、組織や活動を分野ごとに洗い出し、相互の関係性を「見える化（可視化）」することから始まり、その後、未来会議（ワークショップ）を重ねながら、地域の強み弱みを整理し、住民主体のちくせん策定を目指していきます。

また、全地区共通の取組として、地区への転入者向けに地域内の区費や公民館費などの負担や地区内で生活する上でのルールなどをまとめた「暮らしの手引き」をそれぞれ作成していただくほか、定住の窓口役と案内人を設置していただくことを全地区にお願いすることとしています。各地区に定住の窓口役が置かれることで、空き家等の情報を行政との間で共有することで、活用に向けた動きが活発化することが期待され､転入された方にとっても地域との橋渡しとなる方がおられることで、より一層の安心感につながるものと思われます。

なお、議員の皆様におかれましては、是非、各地区で行われる「未来会議」や「実行委員会」に足をお運びいただき、それぞれの地区の将来人口の推移や各地区ごとの特長や課題の洗い出し、さらには将来にわたって地区を存続させ活性化させるための取組などの話し合いに対して、議員の皆さんがお持ちの広い識見を生かしていただき、一緒になって地区別定住戦略（ちくせん）の策定や実践に向けて参画いただければ幸いであります。

この事業の詳細については、予算等審査特別委員会の中で、所管課である企画情報課より詳細にわたり説明させていただきます。

続きまして、美郷町過疎地域持続的発展計画の目的概要について御説明します。

美郷町過疎地域持続的発展計画の目的の概要につきましては、本計画は、昨年９月開会の第３回定例議会に計画（案）を上程し議決いただいた計画であり、令和３年３月に旧過疎法である過疎地域自立促進特別措置法が期限切れを迎え、令和３年４月から新過疎法である過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを受け策定したものであります。

この新過疎法では、過疎地域の役割、課題、目指す姿が同法前文で明らかにされるとともに、過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立った上で、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるために成立したものであります。

新過疎法による支援措置は、基本的に旧過疎法からの継続によるものであり、その中でも過疎対策事業債は、財源充当率１００％、元利償還金の７０％が交付税措置されるという有利な地方債として本町でも活用しているところであります。

なお、本計画の計画期間は今年度、令和３年度から令和７年度までの５か年間となっております。

続きまして、人材派遣事業でありますが、特定地域づくり事業協同組合制度というものがありまして、人口減少を背景に地域の担い手不足が極めて深刻となっている中、地域の担い手を確保するための新たな取組として令和２年６月に施行された国の制度であります。

本町でも、担い手不足が深刻となっている中、年間を通した仕事がある事業所は限られていることから、担い手の確保が困難な状況にあります。
そこで、周年雇用の場と繁忙期の人手確保のため、事業者が人材派遣事業を行うために協同組合を設立するものであります。令和４年度は、町内事業者への要望調査や事業として成立するかなどを調査検討する予定であります。
続きまして、産地型商社ということでありますが、株式会社みさと産地型商社は、ふるさと納税業務と併せて町の産業の持続的発展に寄与するために昨年４月に設立され、昨年７月より、ふるさと納税代行業務と商社業務を委託しております。
当面は、確実なふるさと納税代行業務の実施、また、商社業務は、市町村間の寄附獲得競争が激しくなっているため、寄附額向上と安定化を図るための返礼品の確保と魅力ある地場商品開発を実施しています。
会社は、ふるさと納税の寄附額に応じた金額が委託料となっていますので、まずは、寄付額増加による安定経営を目指し、一定の収益が確保された時点におきましては、地域資源を活用した事業の展開を検討していくこととしておるところです。
続きまして、地域おこし協力隊活動事業でありますが、現在、本町では企画情報課に観光推進で２名、起業支援で１名、農林振興課にジビエ工房業務で１名、有機栽培の普及で１名、政策推進室に村の果菓子屋の加工技術承継で２名、アロマの事業化で１名の合計の８名が地域おこし協力隊員として活動をしているところであります。
続きまして、成人式の話であります。
成人式につきましては、改正民法の施行により、本年４月１日をもって成人年齢が１８歳に引き下げられます。したがって令和４年度は１８歳、１９歳、そして２０歳の方々が同時に成人の年を迎えることになります。
これを受けて、本町においては、町長部局と教育委員会において、成人式の在り方について協議を重ねてまいりました。現時点では、成人となられるお一人お一人が本町が抱える課題を自分自身の課題として捉え、その課題解決に向けて、自ら考え、判断し行動する意欲を育むことを目的とした１８歳での成人式にしていきたいと検討しているところです。
しかしながら、１８歳での成人式は従来の成人式の形を大きく変えるものであり、また、全国的には消極的な自治体が多くあるため、当事者やその御家族の方々、またいろいろな方々の意見を聞きながら、慎重に進めていきたい、そういうふうに思うところでございます。
以上です。

【議長　山本　文男】
町長の答弁が終わりました。

【９番　甲斐　秀徳】
議長。

【議長　山本　文男】
９番、甲斐　秀徳議員。

【９番　甲斐　秀徳】
ちょっと長いもんだから、どこがどこか分からないところがあるので間違ったら

ごめんなさいということになります。
まず、１番の「ちくせん」のことなんですけども、今まで「ちくせん」のワークショップを行ったということなんですが、この結果をフィードバックをどのようにするのかということ。それは最終的に全体的にまとまった時点でまとめてフィードバックして、それを今後どういうふうにしていくかということの話し合いをするのかなということなんですけども、それについてお伺いしたいと思います。
それから、集落支援の選定ということで、西郷地区は地域おこし協力隊というふうになっておりますが、このように選定したのはどういう内容なのでしょうか。
それから２番目の、美郷町過疎地域持続的発展計画の中で、税制免除であれば当町において該当するものは何件ほどあるかということ。
また、附則に効力の執行があると、これは時限的なものだったからだろうと思うんですけども、附則の４の事項に２０の特例があるようなことが書いてあるんですけど、そこの説明をお願いしたいと思います。
それから、３番目の移住定住促進についてですけれども、これは団体視察というものではなかったんですかね。私はそれがあるようなことが書いてあったから、それについてだったと思うんですけど、もし間違ったらすみませんですけど。これについて、もう一回、説明をお願いしたいと思います。
それから４番の６次産業の中で「産地型商社」というのがあるんですけども、ここに書いてあるのが「ふるさと納税の委託料がほとんどである」ということで書いてあって、「寄附総額の約半分が委託料の基本額となる見込み」というふうに書いてあります。これもちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。
それから、地域おこしですけども、これは協力隊の管理は一元で行っているのか、それとも募集した課が管理しているのかということを併せて教えてください。
それから、６番目の成人式なんですけども、今年に限りは２０歳、１９歳、１８歳を一度に行うのか、それとも個別にやるのかということもちょっと疑問なところなんですが、これは今後は１８歳も単独にしていくのか、どういうふうな形が一番ベストなのかということのまだ疑問点があるところでしょうけど、それについても詳しくお願いしたいと思います。
以上です。

【町長　田中　秀俊】
議長。

【議長　山本　文男】
町長。

【町長　田中　秀俊】
いろいろ言われて頭がこんがらがって、何が質問じゃったかなというのがちょっと分からなくなりましたけど。
まず最初の「ちくせん」関係ですけど、２４地区あるということで、やはりその地域ごとの計画をつくっていただくということが、これが最重要なことであります。ですので、その地域の持っている良さと悪さとかそういうもの、そして将来的に何もせんかったらこんげなりますよという人口予測はできますので、それをどうかしてという話の中で人口減少に歯止めをかけるということでありますので、それを視察等と通してしっかりとした形に結びつけていただいて、今度はその計画に対して

町がバックアップをしていくことであります。この２４地区がそれをまとめてどうのこうのという話じゃなくて、２４地区の計画が動き出すという考え方でいいかなと。

それと、それぞれの地区がやはり切磋琢磨していくというか、競争し合うことになると非常にまだ効果が上がるのではなかろうかと。あそこにはこういう人たちが来て非常によくなっているという話になれば、うちはなんでこんげならんちゃろかいという話になれば、そこがまたボトムアップしていくというような考え方でやっていきたいなあと。

ですので、それこそこういうことを初めてやるということは、やはり前も言いましたように何もしないよりかという話の中で、やはり職員が一生懸命、考えた中でこういう人口減少問題に取り組みましょうという話ですので、そういう形でやっていきたいと思っております。

過疎地域持続的発展計画ですけど､これは中身が過疎法は時限立法ということで、頭の中にあるのは最初が昭和４５年頃だったと思うんですけど、それが第１回の緊急措置法としてできてきたと。そして１０年、１０年の議員立法で今まで続いてきたという中で、やはり過疎地域をしっかりと支えていくという話の中で、いろいろな使い勝手がよいような形になってきたと。

企画情報課の課長のほうに説明をさせていただきますけど、やはり過疎の在り方の定義が変わってきたのかなあと。４５年前の過疎地域と今の過疎地域の定義が若干、変わっていろいろな考え方ができてきているのではなかろうかというふうに思うところであります。

移住定住の特定地域づくり事業という部分は、なかなかこれは検討していく価値があるということで予算化をしているところですが、これは町だけでやるということではなくて、団体を入れて４団体以上くらいの団体を集めて本当にできるかどうかという部分を。

そしてお金も結局、そこの事業収入と、半分は事業収入で補いなさい、あと半分を国とかそういう部分の補助金が出てくるという形で、結局、そういう話の中でしたときにどうなるかと。本当にそれが人材派遣事業としてなっていくのかということを、令和４年度に計画を、検討していくということであります。

地域おこし協力隊は各課が管理しているということでありますが、やはり地域おこし協力隊、Ｉターンという部分で１つ協議会をつくってくださいという話を私が投げかけたら、やはり美郷の良さとか悪いところとか、いろいろなものの提案をいただきました。ですので、３か月に１回くらいはこういう提案をしてください、また、一緒に話しましょうねという話の中で、まとまってるといえばそこがまとまるところになるんですけど、各課が地域おこし協力隊、それぞれ所管課が対応しているという現状であります。

次の成人式ですけど、これは本当にどうしたらいいかという話になります。ですので、結論はそんなに､「そんなに」と言いますか、はやくこうだああだと。

ただ､成人の日と成人式はちょっと違うんじゃないかなという気がしております。成人になるということを１８歳の子供たち、子供ではありませんが、もう大人になるわけですので、どう考えるかということをやはりしっかりとした中で、うちのほうとしては教育委員会を通じてそういうパンフレットとかそういうことをして、やはり大人の自覚を持っていくということが大切かなあと､それが成人の日であると。

また、式というのはお祝いをするという話になると、どこでするかという話になりますので、皆さんのまた意見等を聞きながら、成人式の話になると、１８歳です

るのか１９歳でするのか、二十歳でするのかという話になりますので、そこ辺はもう少し検討をさせていただきたいと。
教育委員会のほうでは、それぞれの地区を分けていろいろな説明をしたり話を聞いたりということでやっていきたいということでございます。
以上です。

【企画情報課長　田常　浩二】
議長。

【企画情報課長　田常　浩二】
企画情報課長。

【企画情報課長　田常　浩二】
お尋ねのございました集落支援員の配置、西郷エリアをなぜ地域おこし協力隊で対応するのかということについて、お答えしたいと思います。
この集落支援員と地域おこし協力隊につきましては、各地区で今後、「ちくせん」を実践に向けて取り組んでいくわけですけれども、それのサポートということでの配置を考えております。
集落支援員の方につきましては、それぞれ南郷、北郷に配置するということで考えておりまして、地元の方をできましたら集落支援員として雇用して配置したいというふうに考えております。
なぜ西郷が地域おこし協力隊なのかということなんですけれども、先ほど、町長の説明にありましたように、現在この「ちくせん」の策定ですとかに向けて一般社団法人　持続可能な地域社会総合研究所へ委託をしております。現在、委託ということですけれども、いつまでもここに委託をずっと続けていくわけには行きませんので、できましたらそういった専門的な資金を有した方が地域おこし協力隊として入ってきていただくことを１つ望んでおりますし、地域おこし協力隊卒業後、３年後には、できましたらその方が独立して、そのような業務を担っていただくようなことができればということで、１人は地域おこし協力隊ということでの雇用を考えたところでございます。
それから、２点目の過疎計画についてなんですけれども、内容については町長から説明があったとおりであります。旧過疎法から新過疎法に変わったということでの策定替えということなんですけれども、進捗管理につきましては、旧過疎法の時代から個別事業計画というのが定められておりまして、それに基づきまして計画の進捗管理を各課に照会した上で、毎年度ごとに進捗管理を行っております。
今回も新過疎法の下でもそういった個別の事業計画というのが定められておりますので、その事業計画に基づいて毎年度ごとの進捗管理を行っていくということになろうかというふうに思います。
私のほうからは、以上です。

【政策推進室長　沖田　修一】
議長。

【議長　山本　文男】
政策推進室長。

【政策推進室長　沖田　修一】
④の産地型商社の委託料の件の質問だったと思うんですけども、今、寄附の受付につきましては１４サイトあります。１つのさとふるのサイトが大体、半分以上、半分くらいを大体、占めるんですけども、そこにつきましては寄附募集の画面の作成とか、あと返礼品の受発注の業務はそのさとふるが全部やっております。
その残りの１３はうちのほうでやるということで、産地型商社に代行業務として頼んでおるということで、大体約半分くらいになりますので、そういうことで説明をしております。
以上です。

【教育長　大坪　隆昭】
議長。

【議長　山本　文男】
教育長。

【教育長　大坪　隆昭】
成人式のことにつきまして質問をいただきましたけれども、検討に入っている趣旨につきましては、先ほど、町長のほうから御説明があったとおりでありますが、議員からの質問については令和４年度、この３年代といいますか、３学年をどう対応するかという質問だったと思います。
来週の１５、１６、１７日で西郷、南郷、北郷に分けてそれぞれの対象となる子供さん、それから保護者の方、参加できる方なんですけれども、を集めての意見交換をしようかと思っているところです。
そこでの意見を集約してまとめていきたいと思いますが、そのときのたたき台となるような形で現在考えているところでは、令和４年の８月、お盆の時期に１８歳と１９歳をやりまして、そして二十歳の方については救急ではありますので、もう既に晴れ着の予約とかもしている方々もいると思います。
したがって、令和５年１月３日、通常やっている、ここでやることを考えておりまして、そういう説明会を来週にわたってやっていこうと思っております。そこでいろいろな意見を聞いていこうかなと思っております。
令和４年は３世代をやっていかなければいけないという状況になっております。
以上です。

【議長　山本　文男】
説明が終わりました。

【９番　甲斐　秀徳】
議長。

【議長　山本　文男】
９番、甲斐　秀徳議員。

【９番　甲斐　秀徳】

いろいろと言って私もごちゃごちゃになって私自身も分からなくなってきたところがありますけど。

１番の「ちくせん」の件ですけれども、本当に総額的に１，５００万円ほどの予算組みをしてありまして、その中で、１５地区を今回どうのこうのと書いてありますが、単純に計算して１地区４９万円くらいになるのかな。それはそのくらいのところでいろいろな、町長が言われたように使ってもらったらいいんじゃないかということです。私も、花水流地区の話を聞いたら、いいあれだなあと思ってます。

ただ、やはり温度差が結構あるんですね、高齢者の方々と中間の方々、今、実際、活躍している方々とか、若い人たちの温度差が結構あるもんだから、この金の使い道も非常に厳しいところもあるんじゃないかなというふうに思ってます。

ただ、やはり実践的にやっているのが、我々の時代よりもちょっと若い方か、花水流で言えば我々の代しかいないんですけども、そういう方々が一生懸命になって取り組んでいるから、その人たちを中心にと。そこの地区でもそうだろうと思うんですけども、その地区をどういうふうにして盛り上げてていくかということを真剣に取り組んでいるところが結構、多いです。

また半面、「ちくせん」をやるときに、面倒くさいなあというような人も結構、いるような感じが、話はぽろぽろ聞くんですけど。そういういろいろな悩みも結構あるんじゃないかなと思いますけど、最終的には美郷をどういうふうにしていくかという１つの目標だから、これはやはりやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

この手法については、町長が言われたようにその地区のいろいろな金に充てるということでよろしいでしょうか、再度、お伺いしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊ですけども、何かあるとすぐ「協力隊」という形になってるんですけども、やはりその人たちがこちらに住んで、実質的にいろいろな活動をしていると思うんですけども、その内容があまりみんなに伝わってこないところありますので、今後そういうことをぴしゃっとしていただいて、今こういうことをやっていると。

私の頭にあるのは、北郷で備長炭の方々が一生懸命、それを習いながら自分たちもやっている。樫の木の伐採から全部やっているというような形の状況しか頭にないもんですから、そういうところをちょっとはっきりさせていただければと。

この前も言われましたように、6次産業化のところでお菓子製造のところで若干、問題があったような感じがしておりますので、今後そういうことをぴしゃっとしていただきたいなあというふうに思っております。

それから、６番目の、それこそ先ほど、教育長が言われましたように、今年は３世代の成人ということで大変、苦慮されているんじゃないかというふうに思っております。

例えば、１８歳がちょうど１月頃になると受験シーズンでなかなかそれに対処し切れないということと、やはり１８歳で振袖というのもちょっと疑問なところもあるもんですから、やはりお盆辺りが本当に一番いいのかなというような気もしておりますけど。それは子供たちとその保護者が話し合って決めるところだろうと思いますので、そこのところをしっかりしていただきたいなあというふうに思っております。

１番のところだけでも結構ですので、お願いいたします。

【町長　田中　秀俊】

議長。

【議長　山本　文男】
町長。

【町長　田中　秀俊】
最初の地区別定住戦略の中で、花水流区の例をとってと。「温度差がある」という話でありますが、この地区別定住戦略は、人口減少をいかにとどめるか、そして増加の傾向をというか、そちらのほうに持っていくかということを主眼に置いてるということですので、そういう計画をつくっていただきたいと。
ですので、その地域のインフラとかいろいろなことは役場がやらないかん部分は当然、出てきますので、そういう部分とこの戦略に関わる費用というか、それは別に考えたほうがいいのかなあというふうには私は思っておりますし、そういう形でしていくと、使いやすさという部分じゃあありませんけど、それで地域が活性化していければいいんではなかろうかと。ですので、全て町民がそこの地域の人たちが主体となってやっていくということが大切かなあと思っております。
昔、旧西郷村のときに１１地区あって、産業振興計画をつくったことがあります、職員を張りつけて。結局、それが今になってるというふうに思っておりますので、今、その地域、地域ごとにいろいろな形でつくっていただいて、それを実践してくれば、それこそ２０４０年３，６００人という話でありますが、それよりか多く残ってるんではなかろうかと。それが一番の目的でありますので、３，６００以上ということになれば、本当にこれが非常に功を奏するような形にもっていきたいなというふうに思っております。
ですので、それこそそれぞれの地域の特徴を生かした政策というか計画ができるといいなあというふうには思うところです。
あと地域おこし協力隊の３か年間、協力隊として頑張っていただいて、あとはそこに根を張っていただくという話で進める、これがこの事業でありますので、そういうふうにしっかりとした中で、各課そういう指導をしながら根を張っていただきたいなあというふうに思っております。
ですので、地域おこし協力隊としてこちらが募集し入ってきたからには、そういう気構えで頑張っていただきたいということを再度、やはりしっかりと相手方というか協力隊に言う必要もあると思っております。
確かに議員おっしゃるように、炭焼きのほうで頑張っている人たちもいますので、そういう形につながれば、本当にこの地域おこし協力隊、この事業が本当に成功しているというふうに思いますので、町としてもそういう方向性で頑張りたいと思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願いしたいというふうには思います。
以上です。

【議長　山本　文男】
次に、２番　早川　節夫議員の質疑を許可します。

【２番　早川　節夫】
議長。

【議長　山本　文男】

２番、早川　節夫議員。

【２番　早川　節夫】
質疑を行いたいと思います。
施政方針の中で、１０番目、保健・福祉の充実という項目を掲げておられます。その中で、②の社会福祉の充実で、「民間福祉団体と協働・連携しながら、福祉の町として環境づくりを進めていく」とありますが、具体的にお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。
また、質問の２番目ですが、１３番に掲げてあるかと思いますが、消防・救急体制の充実を掲げられております。
その中で、「消防施設の充実、団員確保、活動環境の整備など消防力の向上に取り組む」とありますが、それも具体的なお考えがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【町長　田中　秀俊】
議長。

【議長　山本　文男】
町長。

【町長　田中　秀俊】
議員の最初の質問でありますが、１０番の健康・福祉の充実の中の社会福祉の充実ということであります。
本町における民間福祉団体の担う役割は、今後さらに重要になってくるのではなかろうかと考えております。
そこで、社会福祉団体の組織体制と経営基盤の強化を図るとともに、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉等法人、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び福祉・保健・医療等関係機関・団体等との連携をより一層緊密にし、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていきたいと思っております。
具体的には、社会福祉団体の組織体制と経営基盤の強化のための運営費の助成、各種社会福祉施設の管理委託、活動の積極的な支援、災害慶弔金制度や災害ボランティア制度といった社会福祉制度の充実を図っていきたいと思っております。
続きまして、１３番の消防・救急体制の充実の中で消防関係ということであります。
令和４年度当初予算にも盛り込んでございますが、現有の消防設備・装備品・車両等、老朽化しているものにつきまして随時、または計画的に更新・修繕を行い、消防力の確保に努めているところでございます。
具体的な新年度予算の内容としまして、消防用軽トラック２台・小型動力ポンプ２台の購入、消防機庫や防火水槽の修繕を計上させていただいているところです。
消防団員の確保につきましては、平成２６年度より消防団員の定年年齢を引き上げ、一般団員としては４５歳、定年後の再入団団員となります２班団員につきましては６０歳としており、消防団員総数としては減少は見られないものの、新規入団者は減少しておるのが現状であります。この傾向は本町のみだけではなく近隣自治体や全国的な傾向と同様となっております。
これを受けまして消防団員確保のため、消防庁から全国の消防団員に対する処遇

の改善を行うよう依頼がなされております。これを受けまして、本町においては具体的に、消防団員に対する団員報酬や出動手当の引き上げを含めて検討してまいりたいと考えているところであります。
　また、団員確保のために、具体的な取組としましては、転入者Ｕターン者に対して、各部の積極的な呼びかけを実施し、また、移住者Ｉターン者に対し、随時、相談等をし消防団加入いただくというような形で団員の確保を図っていきたいと、そういうふうに思っておるところであります。
　以上です。

【議長　山本　文男】
　町長の答弁が終わりました。

【２番　早川　節夫】
　議長。

【議長　山本　文男】
　２番、早川　節夫議員。

【２番　早川　節夫】
　「民間福祉団体」という文言が上がっておりますけども、これは西郷、南郷、北郷にあります施設も入るのかなあと思っております。
　私は去年の８月１日から令和４年１月１０日まで、福祉介護の仕事をしてまいりました。５か月という短い時間だったんですけども、本当に耳に聞くところ「大変ですよ、大変ですよ」と言われておりましたけど、実際、本当に中に入りましたら、想像を絶するものでした。
　また、その中で見たこと、聞いたこと、体験したこといろいろあるんですが、いろいろな問題を抱えております。介護職員の不足、介護看護師の不足、また、賃金格差等とかいろいろな問題を抱えております。
　その中で、少ない中で本当に一生懸命、働く姿を見たときに、本当に頭の下がる思いでした。いろいろな問題、町として助成とか、できることは幅は狭くなってくるかとは思うんですが、そういうところに少しでも手助けができたらいいのかなと思いましたので述べさせていただきます。
　福祉団体、施設の職場の環境がよくなれば、また町民も安心して暮らせるまちづくりにもつながっていくのかなと思っております。そこら辺のところをちょっと伺いたいと思います。
　そして、消防ですが、消防も私、実は４０年ほど消防活動に携わっております。うち１３年ほどは幹部として勤めてきましたけども、やはり一番の問題は新入団員の確保、これが一番頭の痛いことではないかなというふうに感じております。
　先ほど、町長がおっしゃっていましたが、手当を上げるとかそういうことを言っておられました、報酬とか。ぜひ、そういう取組をやっていただきたいなと思います。それをすることで、やはり今の団員、活動意欲を持って活動するというふうに変わってくるのかなと思っております。
　また、活動環境が変われば、そのように取り組むこともよくなるのかなと思っておりますので、ぜひ、その件は前向きに考えてほしいなと思います。
　もともと美郷町というのは高齢化が進んで、若者が少ない。また、Ｕターンで帰

ってくる若い世代も少ない。どうしたら若い者がこっちに来るかと。いろいろな施策で取り組んでおられます。
　例えば、空家対策とか移住定住とか、そういうものに取り組んでいただいておりますが、そういう中で、若い者を美郷町に呼んで定住をさせ、また、仕事も安定させ、それから消防につなげていけばいいのかなというふうに感じております。
　町としてもそういう施策の中で、若い者を美郷町に呼んでいただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【町長　田中　秀俊】
　議長。

【議長　山本　文男】
　町長。

【町長　田中　秀俊】
　介護施設での経験ということで、本当に大変な職場であるというふうには認識をしております。
　介護職員、看護もなんですけど、足りてるという部分ではないんですけど、やはりどうしても高齢化をしてきてるということが問題かなと。そしてその後に若い子が入ってこないということが非常に問題だと思っております。
　その後の消防のほうも、やはり人口減ということの中で、若い人たちがいないという話で、定年制をどんどん引き上げても同じことかなという話であります。それはいたちごっこみたいなものでありますので、何かという話の中で、この三日間いろいろな話をさせていただきましたが、やはり人口を増やすと、これに尽きるという話になってきます。全てがその根っこはこの人口という話になってきますので、議員と一致団結して、何か突破口を見つけて、いろいろな政策を上げて検討していきますけど、どれがいいのかというのははっきりまだ分かっておりません。
　ですので、検討なんですが、これでいこうというものが決まったら、それでやっていって、人口を食い止めていきたいと。
　その「ちくせん」というのも１つの方法でありますが、今度は町が計画する部分はまた別物でありますので、そういう形の中で御協力をいただきたいというふうに思っております。
　福祉については、福祉基金がありますが、これを少し使い勝手がいいというか、がんじがらめにしておりましたので、少しそこ辺の中でいろいろな団体等々がこういうことが協力できないかという話になったら、皆さんにお諮りしながら、やはり福祉の向上と言われますので、そういう部分で出していくということで、しっかりと手当をしていくということにしていきたいというふうに思っております。
　本当に人口減少をいかに止めるか、そして増やしていくかと、これに全て美郷町の将来はかかってきてるということでありますので、どうか皆さんとともに知恵を出し合って、町長発信で、この議場の中で、そしてまたこの議会外で陳情活動、いろいろな形で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【議長　山本　文男】
　町長の答弁が終わりました。

【２番　早川　節夫】
議長。

【議長　山本　文男】
２番、早川　節夫議員。

【２番　早川　節夫】
まだまだ本当は質問したいことはいっぱいあるんですけども、なかなか言葉に出ません。初めての経験でしたので、聞き苦しかったことをおわび申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

【議長　山本　文男】
ほかに質疑はありませんか。

（　「なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
質疑なしと認めます。
これで、総括質疑を終わります。

【議長　山本　文男】
お諮りします。
議案第２号から議案第９号、議案第１４号から議案第２０号、議案第２９号から議案第３６号までの２３件について、議長を除く１０名の委員をもって構成する令和４年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第３９条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおりこれに付託の上、審議したいと思います。
これに御異議ございませんか。

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、議案第２号から議案第９号、議案第１４号から議案第２０号、議案第２９号から議案第３６号までの２３件については、議長を除く１０名の委員会をもって構成する令和４年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおりこれに付託の上、審議することに決定しました。

【議長　山本　文男】
引き続いて、特別委員の選任を行います。
お諮りします。
特別委員の選任については、委員会条例第８条第４項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。
これに御異議ございませんか

（　「異議なし」との声あり　）

【議長　山本　文男】
異議なしと認めます。
したがいまして、特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

【議長　山本　文男】
ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。
令和４年度予算等審査特別委員会の正・副委員長については、申合せ事項のとおり委員長に副議長の川村　嘉彦議員、副委員長に総務厚生常任委員長の中嶋　奈良雄議員。
以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。
なお、特別委員長及び副委員長の任期は今定例会の会期中とします。付託した２３件につきましては、令和４年度予算等審査特別委員長は、よろしくお願いします。

【議長　山本　文男】
以上で、本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
本日は、これで散会いたします。

【事務局長　小田　広美】
「一同・起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

（散会：午前１１時５８分）